コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　FIDEA Holdings Co. Ltd.

最終更新日：2018年7月9日
フィデアホールディングス株式会社
取締役　兼　代表執行役社長　田尾 祐一
問合せ先：経営統括グループ　TEL:022-290-8800
証券コード：8713
http://www.fidea.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

フィデアグループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源の有効な活用と迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることが、コーポレートガバナンスの要諦であると考え、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。
また、当グループは、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティー（持続可能性）を巡る課題について適切に対応いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
当社ホームページに開示しております「フィデアグループのコーポレートガバナンス原則」第4条をご参照ください。
http://www.fidea.co.jp/governance/

[保有意義・経済合理性の検証]
当社では、事業年度ごとに、取締役会において政策投資目的で保有する主要な株式の保有目的とその達成度合い、経済合理性、その企業の地域経済への貢献度合いおよび当グループとの将来的な取引深化の可能性などを確認し、保有の適否を検証しております。
また、保有の適切性が不十分と判断される場合には、当該企業と対話を行い、保有の可否を判断します。

【原則1-7】
当社ホームページに開示しております「フィデアグループのコーポレートガバナンス原則」第5条をご参照ください。
http://www.fidea.co.jp/governance/

【原則3-1】
(1)当社ホームページに開示しております「グループ理念」及び各期の「会社説明会」資料をご参照ください。
http://www.fidea.co.jp/company/profile/
http://www.fidea.co.jp/investor/#block07
(2)当社ホームページに開示しております「フィデアグループのコーポレートガバナンス原則」をご参照ください。
http://www.fidea.co.jp/governance/
(3)当社ホームページに開示しております「フィデアグループのコーポレートガバナンス原則」第19条をご参照ください。
http://www.fidea.co.jp/governance/
(4)当社ホームページに開示しております「フィデアグループのコーポレートガバナンス原則」第12条をご参照ください。
http://www.fidea.co.jp/governance/
(5)本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況」の1.「機関構成・組織運営等に係る事項」の会社との関係（2）の「選任の理由」をご参照ください。

【補充原則4-1-1】
当社ホームページに開示しております「フィデアグループのコーポレートガバナンス原則」第8条をご参照ください。
http://www.fidea.co.jp/governance/

【原則4-8】
当社ホームページに開示しております「フィデアグループのコーポレートガバナンス原則」第11条をご参照ください。
http://www.fidea.co.jp/governance/

【原則4-9】
当社ホームページに開示しております「フィデアグループのコーポレートガバナンス原則」第11条をご参照ください。
http://www.fidea.co.jp/governance/

【補充原則4-11-1】
当社ホームページに開示しております「フィデアグループのコーポレートガバナンス原則」第12条をご参照ください。
http://www.fidea.co.jp/governance/

【補充原則4-11-2】
当社ホームページに開示しております「フィデアグループのコーポレートガバナンス原則」第14条及び「有価証券報告書-第7期　40ページ以降」をご参照ください。

http://www.fidea.co.jp/governance/
http://www.fidea.co.jp/pdf/2016-6.pdf

【補充原則4-11-3】
当社ホームページに開示しております「フィデアグループのコーポレートガバナンス原則」第18条をご参照ください。
http://www.fidea.co.jp/governance/

当社では、事業年度ごとに取締役の自己評価をもとに、取締役会全体の実効性について分析・評価することとしております。
2017年度は、2018年3月に実施した各取締役によるアンケート方式での評価・意見をもとに、社外取締役ミーティングを行ったうえで、6月の取締役会において協議いたしました。その結果、当社の取締役会は、適切な体制が構築されており、実効性が十分に確保されていることを確認しました。
また、取締役会としては、分析及び評価結果等を今後のさらなる改善に活用し、取締役会の監督機能及び意思決定機能の向上を図ってまいります。

《前回（2016年度）の分析・評価結果における課題に対する2017年度の取組み》
① 当社が指名委員会等設置会社であることに鑑み、経営計画策定や業績評価における取締役会のリーダーシップの強化および後継者育成計画における指名委員会のより具体的な関与等を検討してまいります。
・経営課題に対する協議スケジュールを取締役会と執行部門との間で共有し、中期経営計画の具体策やその進捗状況について取締役会にて協議を行いました。
・銀行の後継者育成計画に指名委員会がより関与する体制を整備いたしました。
② 多角的な要因分析等による審議すべきポイントの明確化や、課題の背景・補足的情報の提供などにより、さらなる審議の活性化を目指します。
・部門別損益等主要戦略に係る取締役会への報告を実施したほか、重要案件については都度、個別説明や意見交換等を実施し、情報共有に努めました。
・取締役会によるフォロー項目を設定し、半期毎にその分析結果及び課題等を報告することを通じて、中期経営計画の実行状況を確認いたしました。

《今回（2017年度）の分析・評価結果における課題に対する2018年度の取組み》
① グループ企画機能の一本化を踏まえ、中期経営計画における主要戦略について執行部門の検討状況を確認し、そのスピードアップと実効性の向上を図ります。
② 経営陣の報酬がグループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、適切な報酬制度の運営を図ります。
③ 取締役会議題における執行部門の検討状況を事前に社外取締役に情報提供したり、適宜重要テーマについて持株会社及び子銀行の社外取締役による意見交換を実施するなど、より効果的な取締役会の議論形成に繋げてまいります。

【補充原則4-14-2】
当社ホームページに開示しております「フィデアグループのコーポレートガバナンス原則」第15条をご参照ください。
http://www.fidea.co.jp/governance/

【原則5-1】
当社ホームページに開示しております「フィデアグループのコーポレートガバナンス原則」第20条をご参照ください。
http://www.fidea.co.jp/governance/

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,294,600	3.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,261,500	3.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,534,900	2.49
GOVERNMENT OF NORWAY（常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	4,030,861	2.22
フィデアホールディングス従業員持株会	3,806,801	2.09
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	3,701,900	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,655,700	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	2,601,000	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	2,344,300	1.29
THE BANK OFNEW YORK MELLON 140044	2,153,100	1.18

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	10名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西堀　利	他の会社の出身者											
小川　昭一	他の会社の出身者											
福田　恭一	他の会社の出身者											
堀　裕	弁護士											
佐藤　裕之	他の会社の出身者											
宮内　忍	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

西堀　利	○	○		○	有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	会社法第2条第15号に規定する社外取締役であり、金融業界における長年の経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化が図られるものと判断するため。 なお、同氏は、当社の関係会社・主要株主・主要な取引先の業務執行者等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
小川　昭一			○	○	有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	会社法第2条第15号に規定する社外取締役であり、金融業界における長年の経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化が図られるものと判断するため。 なお、同氏は、当社の関係会社・主要株主・主要な取引先の業務執行者等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
福田　恭一	○	○		○	有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	会社法第2条第15号に規定する社外取締役であり、金融業界における長年の経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化が図られるものと判断するため。 なお、同氏は、当社の関係会社・主要株主・主要な取引先の業務執行者等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
堀　裕	○	○		○	有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	会社法第2条第15号に規定する社外取締役であり、弁護士として長年の経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化が図られるものと判断するため。 なお、同氏は、当社の関係会社・主要株主・主要な取引先の業務執行者等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
佐藤　裕之	○	○			―――	会社法第2条第15号に規定する社外取締役であり、企業経営者としての豊富な経験と高い識見、特に地元企業の経営者としての視点や地方創生のための高い課題認識を当社の経営に反映していただくことにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化が図られるものと判断するため。
宮内　忍			○	○	有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	会社法第2条第15号に規定する社外取締役であり、公認会計士として長年の経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化が図られるものと判断するため。 なお、同氏は、当社の関係会社・主要株主・主要な取引先の業務執行者等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	4	0	0	4	社外取締役
報酬委員会	4	0	0	4	社外取締役
監査委員会	3	1	1	2	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新	10名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
田尾　祐一	あり	あり	×	×	なし
宮下　典夫	なし	なし	×	×	なし
原田　儀一郎	なし	なし	×	×	なし
伊藤　新	なし	なし	×	×	なし
鈴木　昭	なし	なし	×	×	なし
富樫　秀雄	なし	なし	×	×	なし
笹渕　一史	なし	なし	×	×	なし
松田　卓	なし	なし	×	×	なし
松田　正彦	なし	なし	×	×	なし
石川　斉	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査委員会の職務を補助すべき使用人は現在配置しておりませんが、内部監査グループと緊密に連携しているほか、主たる子会社である株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行の常勤監査役と定期的に連絡会を開催する等し、職務の執行の実効性を高めております。
また、監査委員会の求めがあった場合は、監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助するための使用人を置くこととしております。当事務局所属の使用人の異動、人事考課については監査委員会の同意を要することとしており、使用人の執行役からの独立性を確保しております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会と会計監査人は、定期的に会合を持つ等、積極的に意見及び情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めております。
具体的には、監査委員会は、会計監査人から当社往査時に会計処理等について専門的見地から意見を聴取しているほか、業務運営や事務管理面に対する所見を聴取しております。また、監査委員会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。

監査委員会と内部監査部門（内部監査グループ）は、当社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、緊密な連携を図り、効率的な監査を実施するよう努めております。具体的には、監査委員会は内部監査グループが行う監査への立会い、監査結果の聴取を通して、当社及び当社グループ全体の業務実態や課題を把握するため、情報・意見交換を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

企業価値並びに株価を意識した経営の浸透を図るため、株価変動による利害得失を株主の皆さまと共有しつつ、中長期的な業績向上に対する取締役並びに執行役のインセンティブを高めることを目的とする自社株取得目的報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書において、取締役、執行役及び社外取締役の区分ごとに報酬等の総額を開示しております。平成29年度における役員の報酬等の内容は、次のとおりであります。
◯ 取締役　　3名　　42百万円
◯ 執行役　　13名　　126百万円
◯ 社外取締役　　6名　　84百万円

※当事業年度末現在の役員数は取締役4名、執行役12名、社外取締役6名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役2名、執行役を兼務している取締役が1名、年度中に退任した取締役が1名、年度中に退任した執行役が2名存在していることによるものであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は「取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めております。その概要は次のとおりであります。

⑴ 報酬委員会は、定時株主総会ならびに同日開催の取締役会において決定される役員改選に合わせて毎年6月に開催し、役員の個人別の報酬等の内容を決定する。
⑵ 前項に関わらず、必要に応じて報酬委員会を開催し、役員の個人別の報酬等の内容を決定する。
⑶ 役員の個人別の報酬月額は、報酬委員会規程に基づき、報酬委員会における公正厳格な協議により決定する。
⑷ 個人別の役員賞与は、報酬委員会規程に基づき、直前期業績に顕在する貢献、その他特に勘案すべき事項を踏まえた報酬委員会における公正厳格な協議により決定する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の職務執行においては、取締役会、指名委員会、報酬委員会の事務局である経営統括グループがサポートを行っております。社外取締役に対しては、取締役会に付議される事項等について、原則として事前に説明を行うこととしております。また、重要な業務執行等については、必要に応じて所管部署より説明を行う機会を設ける等、社外取締役の機能が円滑かつ適切に発揮されるように努めております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
里村　正治	名誉顧問	外部団体への就任等 (経営非関与)	非常勤・報酬有	2016/06/23	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1 名

その他の事項 更新

1．上記は、当社の元代表執行役社長で当社の顧問等に就任している者について記載しております。
2．当社には顧問制度があり、顧問には「原則、取締役もしくは執行役の職にあった者等」が、名誉顧問には「顧問の職であった者で、営業地域の

役職および公職等に就任している者（ただし、代表執行役社長、主要グループ会社(※)の取締役会長または取締役頭取経験者に限る）」が就任する場合があります。
3．顧問および名誉顧問の選任は、指名委員会の推薦に基づき、取締役会の決議によって選任しております。また、顧問および名誉顧問は、経営のいかなる意思決定にも関与しておりません。
4．顧問の任期は1年間とし、在任期間は原則通算2年間としております。名誉顧問の任期は1年間（ただし、営業地域における他の役職や公職等に就いている場合は、再任を妨げない）としております。
5．顧問および名誉顧問の報酬については、その任務に応じて報酬委員会が決定しております。

※ 荘内銀行、北都銀行

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（取締役会）
取締役会は、取締役10名（うち社外取締役6名）により構成され、法令で定められた事項や経営の基本方針及び経営上の重要事項に係る意思決定を行うとともに、取締役及び執行役の職務の執行状況を監督しております。特に、社外取締役は独立した立場から高い監督機能を発揮し、コーポレートガバナンスをより強固で実効あるものとしております。取締役会は原則として毎月1回開催しております。
（指名、監査、報酬委員会）
指名委員会は、取締役4名（うち社外取締役4名）により構成され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しております。指名委員会は、1年に1回以上必要に応じて随時開催しております。
監査委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）により構成され、取締役及び執行役の職務執行の監督のほか、監査方針、監査計画、株主総会に提出する会見監査人の選解任議案等の内容を決議しております。監査委員会は、原則として毎月1回開催しております。
報酬委員会は、取締役4名（うち社外取締役4名）により構成され、取締役及び執行役が受ける個別の報酬等の内容について決議しております。報酬委員会は、1年に1回以上必要に応じて随時開催しております。
（経営会議）
経営会議は執行役で構成し、取締役会が決定した基本方針に基づく業務執行の決定機関として、当社及び当社グループ全体の業務執行に係る重要事項について決定等を行っております。経営会議は、原則として毎月1回開催しております。
（内部監査）
内部監査部門として、業務執行部門から独立した内部監査グループを設置しております。内部監査グループは、監査委員会及び子会社の内部監査部門と連携しながら、内部監査計画に基づき監査委員会事務局を除くすべての業務担当部署を対象として監査を行い、問題点の改善に向けた提言やフォローアップを実施しております。
（会計監査）
会計監査は、新日本有限責任監査法人に監査を依頼しており、法令等に定めるところに従い適正な監査がなされております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

指名委員会等設置会社では、監督と業務執行が分離されることでガバナンス態勢がより一層強化されるとともに、取締役会から執行役に業務執行の決定権限が大幅に委譲されることにより、迅速な業務執行が可能となります。また、社外取締役が過半数を占める「指名委員会」「監査委員会」「報酬委員会」の各委員会が取締役人事・役員報酬の決定並びに監査を実施するため、経営の透明性が向上いたします。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した株主総会の設定に努めております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	各子銀行ごとに、株主の皆さまや地域のお取引先の方々を対象にIR説明会を開催しております。毎年、決算発表後速やかに各子銀行の各地区において、決算の概要や経営の基本方針について、経営トップ自らが説明をしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的（半期に1回）に東京でIR説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR説明会の資料を掲載しているほか、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、四半期報告書、ディスクロージャー誌、事業のご報告、決算情報以外の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	適時開示及びIRに係る情報開示は、経営統括グループ及びIRグループが担当しております。 また、CFOが情報取扱責任者となっております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ理念及びフィデアグループのコーポレートガバナンス原則に規定してあります。 なお、グループ理念及びフィデアグループのコーポレートガバナンス原則は、ホームページに掲載してあります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	各子銀行を中心として、さまざまな地域貢献活動に積極的に取り組んでおります。また、取組 みについては、ディスクロージャー誌や事業のご報告等に掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「適時開示規程」を策定の上、情報取扱責任者を定め、適時適切な情報開示に真摯に取り組 んでおります。また、常にステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報 の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めております。

その他	＜女性活躍に向けた環境づくりについて＞ 当社グループは男女の区別ない職能開発、人材登用を進めており、とりわけ、女性が活躍する組織作りを目指して様々な取り組みを進めております。 制度面では「フレックスタイム制度」を導入し、子育て中の従業員が働きやすい環境を整備しているほか、結婚・子育て等で退職した行員の再雇用促進、勤務地を限定または選択できるコース転換制度を導入しています。また、他行に先駆けて「企業内保育施設」を設置する等、地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進役的存在となっております。 こうした取り組みにより、平成29年1月に、当社グループの北都銀行が「厚生労働省グッドキャリア企業アワード2016イノベーション賞（職業能力開発局長表彰）」を受賞し、また、平成29年3月に、当社グループの荘内銀行が「新・ダイバーシティ経営企業100選（経済産業省）」を受賞しております。引き続き、従業員のキャリア実現を支援し、男女の区別なく全従業員が活躍できる組織作りに取り組んでまいります。 ＜女性登用の実績＞（平成30年7月1日現在） 女性支店長（女性比率）荘内銀行20名（21.7%）、北都銀行16名（19.3%） 女性役席者（女性比率）荘内銀行201名（37.0%）、北都銀行225名（33.7%）

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、以下の内部統制システムに係る基本方針を定め、業務の適正を確保するため体制の整備に取り組んでおります。

[1]当社の役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、役職員の職務の執行が法令および定款に適合するよう、企業理念、コンプライアンス規程等を定め、役職員全員がこれを遵守する。
(2)当社は、法令等遵守態勢の整備･強化等を図るため、経営会議を設置し、法令等遵守に係る十分な審議を行い、法令等遵守態勢の充実･強化を図る。
(3)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力との取引を遮断するため、当該情報を一元管理･共有し、警察等の外部専門機関とも連携し、組織全体として対峙する体制を整備する。
(4)役職員は、法令等違反またはその疑いのある行為等を発見したときは、速やかに所管部署に報告する。

[2]当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1)当社は、各種議事録のほか執行役の職務の執行にかかる文書を、社内規程等に基づき適切に保存および管理を行う。
(2)当社は、情報資産の安全対策の基本方針としてセキュリティ･ポリシーを定める。

[3]当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、業務において保有するすべてのリスクの管理に関する基本方針としてリスク管理方針を定め、社内に浸透を図る。
(2)当社は、定期的にリスクの全体状況を把握するとともに、各種リスクの測定および対応方針の検討を行う。また、経営会議にて、リスク管理に係る十分な審議を行い、統合的なリスク管理態勢の運営強化を図る。
(3)業務部門から独立した内部監査部門は、各部門の業務運営状況を監査し、各種リスク管理態勢の適切性･有効性の検証を行い、取締役会はその結果の報告を受ける。

[4]当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社は、取締役会において定めた経営の基本方針に基づき、執行役が委任を受けた業務の執行を行う。執行役の職務は、執行役規程、付議基準および組織規程･業務分掌に基づき業務執行責任を明確化し、相互牽制を図り、適正な職務の遂行が行われる体制とする。
(2)当社は、効率的な経営を確保するための体制として、業務執行の決定機関である経営会議を設置する。

[5]当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社グループの健全かつ円滑な運営を行うため、グループ経営管理規程を定める。また、グループ会社の運営を管理する部門を設置する。
(2)当社は、子会社等への不当な要求等を防止するための体制を強化する。
(3)当社は、子会社等の事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要な案件についての事前協議を適正に行う。

[6]当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項
(1)監査委員会の職務を補助する従業員を配置した場合、その従業員は監査委員会の指示に従い、その職務を行う。
(2)監査委員会の職務を補助する従業員にかかる人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項は、事前に監査委員会の同意を得る。

[7]当社の監査委員会への報告に関する体制
(1)執行役および所管部署は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員へ報告する。
(2)監査委員会は、監査委員会規程等に基づき、必要に応じ、いつでも役職員に報告を求めることができるものとする。
(3)監査委員会は、監査委員会規程等に基づき、必要に応じ、いつでも子会社等の役職員に報告を求めることができるものとする。
(4)監査委員会へ報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

[8]その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査委員会は、監査委員会規程等に基づき、取締役会及び経営会議のほか、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席できることとする。
(2)監査委員会は、代表執行役及びCEO･CFO･CRO･CMO･CIO･CTO･CCOと定期的に会合を持ち、また、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に情報交換を行い、実効的な監査に努めることとする。
(3)監査委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、金融機関のもつ公共的使命および社会的責任の重みを常に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、社内外の態勢を整備し、反社会的勢力との取引遮断に向けて組織的に取り組んでおります。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示に係る社内体制については、別紙体制図をご参照ください。

<コーポレート・ガバナンス体制>

